

各務原市内の介護保険サービス事業所及び
有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

年末年始の期間における介護保険サービス事業所等での新型コロナウイルス感染症の
疑い例等に関する報告について（依頼）

平素より各務原市の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関しては、市内の事業所・施設において感染疑い例が発生した場合の行政機関への報告を電話等にて行っていただくようお願いをしているところです（令和 2 年 9 月 2 日付岐阜県健康福祉部高齢福祉課事務連絡及び令和 2 年 11 月 6 日付各務原市健康福祉部介護保険課長事務連絡）。

つきましては、年末年始の期間におきましても、各事業所・施設で感染の疑い例が発生した場合（新型コロナウイルス感染症が疑われ、PCR 検査を実施することとなった場合）は、下記によるご報告を徹底していただきますようお願いいたします。

記

1 報告先

- ① 各務原市が指定する事業所の場合 → 各務原市介護保険課施設指導係
電話 058-383-2067（直通） または 058-383-1111（代表）
- ② 岐阜県が指定する事業所の場合 → 岐阜県岐阜地域福祉事務所
電話 058-272-1111（代表）
☆同時に各務原市介護保険課施設指導係にも報告をお願いいたします。
☆24 時間対応。担当者から折り返し連絡いたします。

2 報告内容

わかる範囲で、以下について報告していただきますようお願いします。

- ① 疑い例の対象者（利用者・職員、その性別及び年代）
- ② 疑い例の内容（疑い例となった経緯、施設として確認した状況、対象者の健康状態 等）
- ③ PCR 検査の結果判明時期
- ④ 疑い例の利用者・職員の施設利用・出勤状況（最終利用日、利用日等の活動状況 等）
- ⑤ 他の利用者・職員の健康状態
- ⑥ 当面の施設の対応方針（施設の臨時休業、職員の自宅待機 等）
- ⑦ 保健所との情報共有状況
- ⑧ 岐阜県及び他市町村との情報共有状況
- ⑨ その他留意事項（その他影響の可能性がある関連施設 等）

3 報告時期

感染の疑い例（新型コロナウイルス感染症が疑われ、PCR検査を実施することとなった場合）が発生した時点で、昼夜を問わず速やかに報告をお願いします。

また、疑いの段階を踏まえず、利用者・職員に陽性が判明した場合も、すぐにご報告いただきますようお願いいたします。

4 備考

利用者・職員の方がPCR検査を実施することとなった場合には、速やかに事業所等に連絡を行うよう、徹底をお願いいたします。

「濃厚接触者の接触者」や「PCR検査者の接触者」など、上記の報告時期に達していない段階でも予め情報をお寄せいただくと、行政からの助言が可能になり、万が一の際の対応がスムーズになります。

お寄せいただいた情報については厳重に取り扱い、行政機関同士の情報共有以外の用途で外部に提供しません。

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 (大丸・山村)
電話番号	058-383-2067 (直通)
FAX	058-383-6365 (市代表)
Eメール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp (課代表)